

議案第 26 号

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の一部を改正する条例について

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の一部を改正する条例

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例(平成30年橋本市条例第34号)の一部を次のように改正します。なお、改正部分は、次の表中下線の部分です。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、第10条の規定については、施行の日から<u>5年</u>を超えない範囲において規則で定める日から施行します。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、第10条の規定については、施行の日から<u>3年</u>を超えない範囲において規則で定める日から施行します。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行します。